

車の廃車手続きがされていない場合、軽自動車税が課税されてしましますので、早急に廃車の手続きをするようお願いします。

納税通知書については5月上旬に発送します。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方が被保険者となつて納めていただくものです。

保険料の通知について仮徴収（4月、6月、8月で年金天引き）対象者の方には通知済みですが、10月以降の保険料については9月中旬に再度通知します。普通徴収（納付書で直接納める方法）対象者の方には、6月中旬までに通知します。

特別徴収対象者の方は申し出により口座振替に切り替えることができます。

納税や減免などの相談、手続きは税務課か住民総合相談室（追分庁舎）へお越し下さい。

問合せ 税務課 ☎ 22-2513

税金は納期限内に納めましょう
左表の納期限については、月末が土日祝日の場合、翌日になっています。

納期限	期別	税目等	期別	税目等
5月31日	全	軽自動車税		
6月30日	1	町・道民税	1	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
8月2日	1	固定資産税	2	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
8月31日	2	町・道民税	3	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月30日	2	固定資産税	4	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
11月1日	3	町・道民税	5	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
11月30日	3	固定資産税	6	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
12月28日	4	町・道民税	7	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

平成22年度4月から

国民健康保険税が軽減されます

“倒産・解雇などによる離職”で国保に加入される方へ

対象となる方

離職の翌日から翌年度末までの期間において、お持ちの『雇用保険受給資格者証』の離職理由が次のコードになっている方です。

離職理由コード

31 11
32 12
33 21
34 22
23

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業者の方について

※『雇用保険高年齢受給資格者証』や『雇用保険特例受給資格者証』をお持ちの方は対象となりません。

軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、お問い合わせください。

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以後）に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※平成21年度の保険税は対象となりませんのでご了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。制度についての詳細は左記へお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課保健医療室国保・医療グループ
☎ 25-4555